

給排水設備の 修繕について

水道について

公道内に布設された配水管は上下水道部が所有しております。また、配水管から分岐してご家庭まで引込まれた給水管や水抜栓等を給水装置といい、水道メーター以外の給水装置はすべてお客様の財産です。

蛇口から赤水が出るときは、家の中にある水道管のサビが原因となることが多く、調査や管の取替えが必要となることがあります。

また水道管の凍結、水の出が悪い等、宅地内における給水装置の管理及び修繕の費用はお客様の負担となります。

下図のお客様が管理する箇所での工事は、苦小牧市指定の給水装置工事業者者に直接依頼してください。

苦小牧市指定の給水装置工事業者者は、市内外に86社あります。

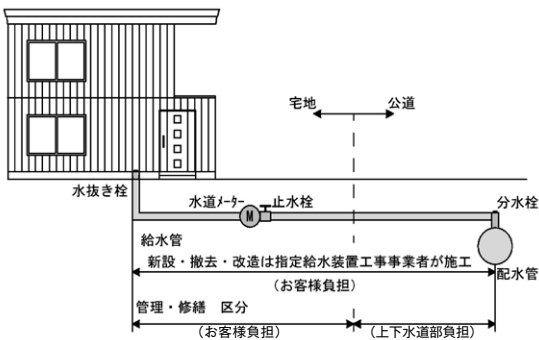
上下水道部水道管理課では、平成26年5月に修繕工事に関するアンケートを実施しており、39社の指定事業者より回答を頂いております。

対応の詳細については、次ページに掲載しておりますので、水道トラブルの際には、ご参考ください。

水道の施工・管理修繕 区分図

新築により新しく水道を引く場合や増改築により口径を大きくしたり、水道の引込み箇所を変更する場合は、市の指定を受けている給水装置工事業者者に工事を依頼してください。

また、家の取壊し等で給水装置を撤去する場合にも市指定給水装置工事業者者に工事を依頼し、水道メーターを市上下水道部に返納してください。



●給水装置に関すること⇒水道管理課 給水係まで
TEL 32-6695・32-6696

●公道内で漏水があった場合⇒水道管理課 配水管理係まで
TEL 32-6701

※土・日・祝日・夜間は、苦小牧市代表電話 TEL 32-6111 にご連絡ください。

排水詰まりについて

上下水道部下水道計画課では、市で管理している公設ますから本管までの間で詰まりが発生した場合、下表の3社と緊急対応の契約をしております。

清掃業者名	住所	電話番号
苦小牧清掃企業組合	苦小牧市新開町2-2-10	51-6556
山本浄化興業株式会社	苦小牧市東開町3-18-32	55-6688
株式会社苦小牧清掃社	苦小牧市字糸井402-14	74-1161

下水道について

下水道本管から公設ますまでは上下水道部が所有し、公設ますより宅地内の排水設備はお客様の財産です。したがって宅地内の排水設備の施工の費用は、お客様の負担になります。

下図のお客様が管理・修繕する施設での詰まりは、お客様が清掃業者に連絡し、自己負担で詰まりを解消してください。公設ますで詰まった場合は、下水道計画課へ連絡してください。

下図のお客様が管理する箇所での工事は、苦小牧市指定の排水設備工事業者に依頼してください。

下水道の施工・管理修繕 区分図

給水管との違い

下水道本管から一番近い排水ますまでの工事は、市上下水道部で取付を行い、設置されたますのことを公設ますと言います。

公設ますから下水道本管までの取付管は、市上下水道部の財産であることから維持管理は、上下水道部で行います。

●公共下水道のトラブルは⇒下水道計画課 管理係まで
TEL 32-6604

※土・日・祝日・夜間は、苦小牧市代表電話 TEL32-6111 にご連絡ください。

